

④「登録と狂犬病予防を」

足元はフラフラ、眼も見えない迷子の老犬が、必死に家を探して帰ろうとしているところをセンターに保護され、探していた飼い主と感動の再会を果たす。（そして、返還手数料を払う）そんな場面に遭遇することが今年もしばしばありました。なぜこうなったのかを飼い主に訊くと「どこへも行かないと思ってつながなかった」「前は帰ってきた」等の答えが返ってきます。つまり、ルールを守っていなかったのです。

犬は生涯に一度市町村で登録を行い、毎年の狂犬病予防注射を受け、登録の鑑札と予防注射済票を装着しなくてはなりません。また、係留義務といって飼い主は他の人に迷惑を



かけないように常に飼い犬を繋ぐ、ケージに入れる等することが県条例に定められています。

感動の再会はいいけれど、これらが守られていない又は注意を怠ったために、犬は飼い主からはぐれてしまったのです。

ここで、狂犬病についての話をしましょう。狂犬病は、日本や英国等ごく少数の国と地域を除き世界中で毎年5万人に上る死者を出し続け、発症するとほぼ100%死亡という致死率の高いウイルス性感染症です。しかも、発症するまで、狂犬病に感染しているかいないかは分かりません。日本は発生国に囲まれている状況で、いつ狂犬病が入ってきてもおかしくないのです。そして、唯一の予防法が予防注射なのです。日本はこれによって、国内の狂犬病の撲滅に成功しました。しかし、大事なものは継続する

ことです。あなたや家族、愛犬を守るためにも狂犬病の予防注射を行ってください。

県では昨年度、飼い主が現れなかったり、様々な事情によって引取りを行い、処分に到った動物が3,000頭を超えています。

動物を飼う前に、最後まで責任を持って面倒を見られるか、守るべきルールを知っているかをよく考え、人にも動物にもやさしい社会づくりを進めていきたいものです。